

第3回太子町保健福祉審議会会議録

1. 開催日時 平成27年1月22日(木) 13時30分～15時30分
2. 開催場所 役場庁舎委員会室
3. 審議事項 ①太子町障害福祉計画(第4期)
②太子町老人福祉計画(第7次)及び第6期介護保険事業計画
4. 出席委員 嵯峨山敏委員 斧淵利雄委員 竹本敏子委員 福田幸代委員
廣岡平和委員 天野博之委員 廣橋吉三委員 上森俊正委員
5. 欠席委員 龍田孝夫委員 三木玲子委員 稗田ゆかり委員
6. 事務局 井上仁社会福祉課長
7. 説明員 古林淳子社会福祉課係長 高嶋朋愛主事
木村和義さわやか健康課長 杉原勝由副課長 栗岡佳代係長 田中秀彦主任主査
8. 説明補助員 俣ぎょうせい 1名
9. 傍聴者 なし
10. 審議経過及び結果 以下のとおり

【審議経過】

1. 開会
会議録署名委員に廣岡委員と上森委員を指名。
2. 議題
① 太子町障害福祉計画(第4期)について

○廣橋会長 資料について、説明を求めます。

(説明員 資料説明)

○廣橋会長 只今の説明がありました事項につきまして、質問やご意見はございませんか。

(質疑 なし)

○廣橋会長 質問やご意見はございませんか。
無いようですので、これで質疑を終わります。それでは、本案につきまして、皆さまにお諮りします。本件「太子町障害福祉計画(第4期)」(案)は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本案につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。
この後、答申を行うにあたり、答申案の作成につきましては、会長に一任願います。

②太子町老人福祉計画(第7次)及び第6期介護保険事業計画について

○廣橋会長 それでは次の議題に移らせていただきますが、議案2号の「太子町老人福祉計画第7次及

び第6期介護保険事業計画」(案)についての審議に移らせていただきます。
それでは、議案2号「太子町老人福祉計画(第7次)及び第6期介護保険事業計画」(案)について、これを取り上げたいと思います。それでは説明を求めます。よろしくお願いします。

(説明員 資料説明)

○廣橋会長 ただいまの太子町老人福祉計画(第7次)、第6期介護保険事業計画(案)について、前回の説明からですね、国の政策といいますか、そういうものが変更したために、修正しなければならない所があった、ということで、保険料の設定等につきまして、いま課長から説明をいただきました。この内容について何か質問がございましたらお受けしたいと思います。

○上森委員 いま保険料の見直しということで、前回この分が第2回目の説明資料と対比して見ればいいということになるかと思いますが、それを見ますと、第1段階では前回は0.3が今回は0.45ですね。それから第2段階が0.5が0.7。更に第3段階が0.7から0.75と、以降少し変わってないところがあるんですが、上がってる、下がってる部分ですね。いろいろありまして、先程の説明ですと29年度にまたこれに戻るというイメージなり、説明でいんですか。

○説明員 29年度に戻るのは第1段階から第3段階の方のみです。第4段階以降につきましては、今日提示しております、調整率そのままでございます。

○上森委員 ということは、第1段階から第3段階までが前回の説明の調整率に戻るというか、そういう格好に数値が変わりますよと。そういう意味では先程の説明がありましたように、数値がこの第3段階までは数字が下がるという理解でよろしんですね。安くなるという見方ですね。で、もう一点はですね、予算を見直されて全体的に上げざるを得なかった部分とそれから下げたという風になっとんですけれども、いわゆる10段階、11段階というのは一定の所得がある人やという風なところで高く設定されとんのが今回安くなると。この分につきまして私の気持ちですけれども、ここを下げるんならば、もう少し下げる位置がどこかにあるんじゃないかと、どこがええとか言うのんじゃないですけれども、その辺は私も十分に検討できませんので、ここを触るよりは他の部分で苦しいところをもう少し触って、今回のこの値と29年度に戻るギャップですね、ショックを少なくする方法を検討されたほうがいんじゃないかと感じましたのでご意見申し上げます。以上です。

○説明員 いま委員の仰ってるのは、多分第5段階の基準の額を下げてはどうかという多分ご意見だと思います。これは前回も説明しましたように第5段階の基準額を導いてくるやり方というのは、全国一律に国の定めた計算方式によって導いてきております。で、その出た金額が5,350円ということなので、あとはその調整率は各市町村の行政において変更することは可能であるというところでございます。ただ低所得者の段階につきまして、元々下げる予定であったものが、これも国の方針でとりあえず当面0.45、0.7、0.75で運用しなさいというところでございますので、この部分についてはその数字を今回運用したと。で、何故第6段階以上で今回数値が下がったのかということなんですけども、いわゆる給付総事業費に係る総額っていうのは変わってないわけです。ただそれを3年間に分けてその平均値を保険料と設定して保険料を貰っていくわけですが、ちょっと前で説明しましょうか。

(説明員 説明)

○説明員 低所得者の第1、第2、第3段階につきましては、課長がいま申したところなんですけれども、今回特に私共がちょっと気を配ったところとしましては、第4段階の世帯としては世帯の誰かに市町村民税課税者がいて、奥さんが非課税でご主人が課税で奥さんが非課税というところがターゲットのところなんですけれども、ここが80万以下の場合と80万を超える場合。で、今回は80万を越える方というところが第一の基準になっておりますけれ

ども、この第4段階のところは国では0.9となっております。そこで一番比率としてもここにたくさんの方がいらっしゃる、一番ご苦情といいますか、言われるのもこちらの階層ですので、ここには非課税の奥様がいらっしゃるという非常に多い階層でもありますので、そこを0.8という数字にちょっと落とさせていただく分を、第5段階以上の方に分担をしていただく、で、高額所得の方を実際に1.9のままですでにいただければ、もっと下の方に、これを0.8にもすることも可能でありますし、それをするべきところかなあとも思うんですけども、高額の方っていうのは、本来の課税のところですね、税金の部分もたくさん支払っていただいております。そうなりますとまた更にここで大きく負担をすると二重にも三重にも課税ということになってですね、ご負担も大きくなるかともいうこともありまして、基準よりは0.8という少し下げた数字で今回対応をさせていただこうということでちょっと考えを直しました。それと第6段階のところ、本人さんが住民税非課税の120万未満の方のところにつきましても、1.25でしたところを1.2というふうに若干下げさせていただいた。基準のところの1のところをもう少し下げてはどうかというところもあろうかと思いますが、この数字で今回はご提案をさせていただきました。

○福田委員 第3段階とか第2段階の方と第1段階の人が、人数がどれくらいかちょっと分からないんですけども、私も単純にパッと見た感じでいくと、第2段階の方は0.2プラス（され上がる）じゃないですか、その率的に。なんかすごく上がった感じがすごくするんです。で、高額の方はたくさん払われているのは分かるんですけど、非常に差が大きいなと思ってその辺ちょっと思うんですけど。

○説明員 その段階の方は現段階もこの調整率自体は一緒なんです。ですから当然基準額が上がりますから実際には上がったなということになるんですけども、調整率自体はいつも同じ率でございますから、それでちょっとご理解願いたいと思います。あともう一点よろしいでしょうか。この第1段階、第2段階といいますのは、現在お示ししている第1段階というのは、いま現状第5期でやっております第1段階、第2段階がくつついたような形になっておりまして、段階層としては第2段階の方は、現第3階層の方が第2階層にきてます。

○廣橋会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見はございませんか。無いようですので、これで質疑、意見等につきましては終わらせていただきます。それでは、本案につきまして、皆さまにお諮りをいたします。本件「太子町老人福祉計画（第7次）・第6期介護保険事業計画」（案）を、原案とお認することに異議ございませんか。

（委員より 「異議なし」）

異議なしと認めます。本案につきましては、現案どおり承認することに決定をいたしました。この後、答申を行うにあたり、答申案の作成につきましては、会長に一任願います。ご異議ございませんか。

（委員より 「異議なし」）

異議なしと認めます。これですべて審議が終了しました。事務局と答申案を作成してまいりますので、しばらく休憩をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは再開の方を予定で前の時計で2時半ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（暫時休憩 答申案作成）

○廣橋会長 再開いたします。お手元にお配りした答申（案）をご覧ください。

(答申(案) 読み上げ)

それでは皆さん方に「老人福祉計画(第7次)及び第6期介護保険事業計画」(案)についての答申について賛同を求めたいと思います。承認をいただける方、よろしくお願いします。

(委員より 「異議なし」)

異議なしと認めます。それでは、二つの答申につきまして北川町長に答申をさせていただきたいと思います。

(答申書に押印)

(町長入室)

○事務局 それでは町長がみえましたので答申を行っていただきます。

○廣橋会長 (朗読し、町長に手渡し)

(町長よりあいさつ)

○事務局 ありがとうございました。それでは本日、予定しておりました案件が全て終了いたしましたので、これで、本日の審議会のほうを閉会とさせていただきます。今年度の保健福祉審議会につきましては、今回で終了という形になります。本当に長きに渡りありがとうございました。

3. 閉会

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成27年 4月 / 日

署名委員

上 森 俊 正

署名委員

廣岡 平和